

○航空従事者年間飛行細則

[昭和48年7月6日海上自衛隊達第37号]

改正 昭和53年2月28日海上自衛隊達第8号 [海上自衛隊の

中期業務見積り及び年度業務計画に関する達附則17項による改正]

平成元年3月4日海上自衛隊達第6号 [元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達42条による改正]

平成9年7月3日海上自衛隊達第23号 [第1次改正]

令和元年6月27日 海上自衛隊達第7号 [不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達25条による改正]

航空従事者年間飛行規則（昭和30年防衛庁訓令第41号）第10条の規定に基づき、航空従事者年間飛行細則を次のように定める。

航空従事者年間飛行細則

航空従事者年間飛行の実施に関する達（昭和34年海上自衛隊達第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、航空従事者年間飛行規則（以下「訓令」という。）の実施に関して必要な細部事項を定めるものとする。

（年間飛行計画等）

第2条 部隊又は機関（海上幕僚監部を含む。以下「部隊等」という。）の長は、年度業務計画で示す年間飛行計画及び四半期別計画に基づき、所属の航空従事者の飛行訓練を計画するものとする。

（年間飛行基準の逡減等）

第3条 訓令第5条第2項前段に定める逡減は、年間飛行基準を月割で算定するものとする。

2 2以上の技能証明を有する航空従事者については、当該者の所属する部隊等の長の定める1の技能証明に係る年間飛行基準を充足させるものとする。

（年間飛行を実施する部隊）

第4条 航空機を装備する部隊（航空機を搭載する護衛艦を含む。以下同じ。）に所属する航空従事者の年間飛行は、当該者の所属する部隊で実施するものとする。

2 航空機を装備する部隊以外の部隊等に所属する航空従事者の年間飛行は、当該者の技能証明に係る航空機を装備する 寄りの部隊で実施するのを例とする。

（年間飛行依頼）

第5条 航空機を装備する部隊以外の部隊等の長が、所属の航空従事者に年間飛行を行わせる場合は、前条第2項に定める部隊の長に別記様式第1により依頼するものとする。

(報告)

第6条 部隊等の長は、毎年3月31日現在において、当該部隊等に所属する航空従事者の年度の年間飛行実施状況を、別記様式第2により、当該年度終了後30日以内に海上幕僚長に報告するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和48年8月1日から施行する。
- 2 航空機のとう乗に関する達（昭和44年海上自衛隊達第52号）第6条を次のように改める。

[次のよう略]

附 則〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の附則抄〕

この達は、昭和53年4月1日から施行し、昭和55年度以降の年度を対象として作成する中間業務見積り及び昭和53年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、平成9年7月3日から施行する。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

年間飛行依頼書

殿

発簡年月日

部隊等の長 官職

実 施 者	所 属	階 級	氏 名
	技能証明の種類		
	同上限定事項		
	計器飛行証明		白(緑)
	同上有効期限		年 月 日
	航空身体検査(乙)有効期限		年 月 日
飛 行 訓 練 計 画			
実施年月日		年 月 日 ~ 年 月 日	
昼間有視界飛行		夜間飛行	計器飛行
時間		時間	時間

(日本工業規格A列4番)

別記様式第2（第6条関係）海上幕僚長

殿

発簡番号

年月日年間飛行実績報告

(〇〇年度)

部隊等の長 官職

区分	年間飛行基準	実施状況		未達成状況			及び処置			
		対人 象員	平均 飛行時間	該人 当員	理 身体上	公務上	由 その他	処 特別訓練	停止	置 取消
操縦士	搭乗配置	合計飛行時間 (90時間)								
		夜間飛行時間 (10時間)								
		計器飛行時間 (15時間)								
	非搭乗配置	合計飛行時間 (90時間)								
		夜間飛行時間 (10時間)								
		計器飛行時間 (15時間)								
航空士	搭乗配置	合計飛行時間 (90時間)								
		夜間飛行時間 (10時間)								
	非搭乗配置	合計飛行時間 (90時間)								
		夜間飛行時間 (10時間)								

(日本工業規格A列4番)

記載要領等

- 1 合計飛行時間は、全航空従事者を対象とする。
- 2 夜間飛行時間は、固定翼航空機の航空従事者を対象とする。
- 3 計器飛行時間は、計器飛行証明を有する操縦士を対象とし、計器訓練時間をこれに加えるものとする。